

# 日本教育大学協会全国家庭科部門申し合わせ

(昭和 63 年 10 月 4 日制定)  
(平成 13 年 8 月 7 日一部改正)  
(平成 14 年 8 月 21 日一部改正)  
(平成 15 年 8 月 22 日一部改正)  
(平成 17 年 8 月 24 日一部改正)  
(平成 25 年 8 月 20 日一部改正)  
(平成 27 年 8 月 21 日一部改正)  
(平成 29 年 8 月 22 日一部改正)  
(令和 4 年 8 月 19 日一部改正)

## 1 大会の開催及び運営

- 一 大会は原則として総会、研究集会、講演会等を含んだものとする。
- 二 大会の運営は実行委員長を中心に、開催地区会がおこなう。
- 三 大会は運営委員長が招集し、総会については運営委員長を中心に常任運営委員会が担当する。
- 四 開催地は原則として次の各地区の輪番とする。開催校及び開催日については当該地区に一任する。

### 開催地の輪番

近畿、関東、東海、北陸、四国、東北・北海道、九州、中国

- 五 総会の運営は、議長が選出されるまでは運営委員長がこれにあたる。また、総会の議長は、役員を除く出席者より選出される。

## 2 特別委員会

### 一 特別委員会設置について

- (1) 募集の周知（募集時期：実施前年度の総会開催時等）
- (2) 応募（計画書・予算の提出）の受付（受付期間：実施前年度の 9 月～ 12 月）
- (3) 採択（採択時期：実施前年度 2 月～ 3 月の常任運営委員会開催時等）

### 二 特別委員会の活動について

- (1) 活動の実施（実施期間：4 月～翌年 3 月）
- (2) 活動の実施報告及び決算報告の提出（提出期限：実施翌年度 4 月末日）
- (3) 活動の実施報告及び決算報告の承認（実施時期：実施翌年度 5 月～ 6 月の常任運営委員会開催時及び実施翌年度の総会開催時）

### 三 特別委員会の募集要項と提出書類様式は別に定める。

## 3 申し合わせの改正

この申し合わせは、総会において出席者の 2 分の 1 以上の賛成を得て改正することができる。

附則 この申し合わせは、昭和 63 年 10 月 4 日より施行し、昭和 63 年 4 月 1 日より適用する。

附則 この申し合わせは、平成 13 年 8 月 7 日より施行し、平成 14 年 4 月 1 日より適用する。

附則 この申し合わせは、平成 14 年 8 月 21 日より施行し、平成 15 年 4 月 1 日より適用する。

附則 この申し合わせは、平成 15 年 8 月 22 日より施行し、平成 16 年 4 月 1 日より適用する。

附則 この申し合わせは、平成 17 年 8 月 24 日より施行し、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。

附則 この申し合わせは、平成 25 年 8 月 20 日より施行する。

附則 この申し合わせは、平成 27 年 8 月 21 日より施行する。

附則 この申し合わせは、平成 29 年 8 月 22 日より施行する。

附則 この申し合わせは、令和 4 年 8 月 19 日より施行し、令和 5 年 4 月 1 日より適用する。